

非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び

特定課税未成年者口座管理約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款</u> 第1条 約款の趣旨 この約款は、お客様（本約款に基づいて開設する口座の口座名義人を指します。）が租税特別措置法第9条の8に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座並びに、同法第9条の9に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 第2条 非課税口座開設届出書等の提出等 (省 略) 2. (省 略) 3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第<u>16</u>項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。 4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第<u>10</u>号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①～② (省 略) 5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、租税特別措置法第37条の14第<u>13</u>項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」（以下、「変更届出書」といいます。）を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理</u>	<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理約款</u> 第1条 約款の趣旨 この約款は、お客様（本約款に基づいて開設する口座の口座名義人を指します。）が租税特別措置法第9条の8に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座<u>及び特定課税未成年者口座</u>並びに、同法第9条の9に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 第2条 非課税口座開設届出書等の提出等 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第<u>22</u>項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。 4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第<u>12</u>号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①～② (現行どおり) 5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき<u>特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、お客様がその年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下この項及び次項において同じ。）又は特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、租税特別措置法第37条の14第<u>19</u>項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」（以下、「変更届出書」

現行	改正
勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。	といたします。)を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。
6. (省 略) 7. 当社は、「変更届出書」の提出を受け所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 8. (省 略)	6. (現行どおり) 7. 当社は、「変更届出書」の提出を受け所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第 5 項第11号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 8. (現行どおり)
第 3 条の 3 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認	削 除
<u>当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座簡易開設届出書」等（「非課税口座簡易開設届出書」等の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令に定める氏名及び住所と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に、租税特別措置法等により定める方法により、確認します。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u>	
2. 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」等（「非課税口座開設届出書」等の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令に定める氏名及び住所と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に、租税特別措置法等により定める方法により、確認します。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異	

現行	改正
<u>動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u> 第3条の4 特定累積投資勘定の設定 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2. (省 略) 新 設 第3条の5 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認 <u>当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」等（「非課税口座開設届出書」等の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令に定める氏名及び住所と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に、租税特別措置法等により定める方法により、確認します。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u> 2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に	第3条の3 特定累積投資勘定の設定 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年（未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027年）以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2. (現行どおり) 3. <u>未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客様がその年1月1日において18歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当社以外の証券会社又は金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。</u> 削 除

現行	改正
<u>係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u>	
<u>新 設</u>	<u>第3条の4 特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認</u> <u>当社は、お客様が当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定している場合において、当社の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。</u> 2. <u>前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。）。</u> 3. <u>前二項の場合において、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。</u>
第3条の6 特定非課税管理勘定の設定 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の4特定累積投資勘定と同時に設けられます。	第3条の5 特定非課税管理勘定の設定 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）と同時に設けられます。
第5条 非課税口座に受け入れる上場株式等の上限額 非課税口座に設けられた各年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は租税特別措置法その他の法令に定める金額（附則に定める本約款の適用日時点では、非課税管理勘定においては120万円、累積投資勘定においては40万円、特定累積投資勘定においては120万円、特定非課税管理勘定においては240万円）を上限とします（以下、「非課税口座の上限額」	第5条 非課税口座に受け入れる上場株式等の上限額 非課税口座に設けられた各年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は租税特別措置法その他の法令に定める金額（附則に定める本約款の適用日時点では、非課税管理勘定においては120万円、累積投資勘定においては40万円、特定累積投資勘定においては120万円、特定非課税管理勘定においては240万円、<u>未成年者特定累積投資勘定においては60万円</u>）を上限とし

現行	改正
といます。）。。 2. (省 略) 第6条の3 特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲 (省 略) ① 第3条の4第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 第6条の4 特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲 (省 略) ① (省 略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2. (省 略) 新 設	ます(以下、「非課税口座の上限額」といいます。))。 2. (現行どおり) 第6条の3 特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲 (現行どおり) ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(この項及び第21条において「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円(当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60万円)を超えないもの(次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) イ 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超える場合 ロ 未成年者特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額及び当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が600万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 第6条の4 特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲 (現行どおり) ① (現行どおり) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第30項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2. (現行どおり) 第8条 未成年者特定累積投資勘定の管理 未成年者特定累積投資勘定に記載若しくは記

現行	改正
	録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還（次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管又は返還を除きます。）を行わないこと イ お客様がその年の3月31日において12歳である年（以下、「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13第31項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該非課税口座及び特定課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管又は返還 ロ お客様の特定基準年以後の各年 イに定める移管又は返還及びお客様が当社に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を依頼する旨、当該移管又は返還の起因となる事由（お客様の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該移管又は返還 ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8第1項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者

現行	改正
<u>新 設</u> 第8条～第9条の2 (省 略) 第10条 特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は 特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 第10条の2～第12条 (省 略) 第13条 非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い お客様が当社に対して「非課税口座開設届出書」等を提出し、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから特定口座（未開設の場合は一般口座）での取引として取扱わせていただきます。 第13条の2 非課税口座に係るその他の細目 (省 略) 第14条 契約の解除	<u>ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われたいものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れ又は預託すること</u> 第9条 非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座及び当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。 第10条～第11条の2 (現行どおり) 第12条 特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について 当社がその年1月1日において18歳以上のお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 第12条の2～第14条 (現行どおり) 第15条 非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い お客様が当社に対して「非課税口座開設届出書」等を提出し、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座（未成年者における非課税口座を含みます。）又は当該非課税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）が重複していることが判明し当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第18項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設のときから特定口座（未開設の場合は一般口座）での取引として取扱わせていただきます。 第15条の2 非課税口座に係るその他の細目 (現行どおり) 第16条 契約の解除

現行	改正
次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に非課税口座に関する契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 新 設 ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当社が定める日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ (省 略) 第15条 未成年者口座開設届出書等の提出 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を、当社の定める方法にて提出していただく必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときには、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。	次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に非課税口座に関する契約は解除されます。 ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14第22項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法第37条の14第5項第6号へに規定する非課税口座等廃止事由又は同項第10号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14第33項第1号の規定によりお客様が「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日 ③ 租税特別措置法第37条の14第29項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第31項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第33項第3号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ④ 租税特別措置法第37条の14第29項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当社が定める日 ⑤ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第33項第2号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑥ (現行どおり) 第17条 未成年者口座開設届出書等の提出 削 除

現行	改正
2. 当社は別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管します。 3. 「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り、）は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。 4. (省 略) 5. お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は課税未成年者口座から金銭その他の資産の払出を行ったこと等に伴い、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（租税特別措置法施行令所定の災害等事由による移管又は返還で同令所定の要件を満たす場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。 6. 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、1月1日において17歳である年に提出されたものについては、提出日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。	(現行どおり) 削 除
第16条～第21条の2 (省 略)	第18条～第23条の2 (現行どおり)
第22条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理 (省 略) ① (省 略) ② 当該上場株式等の第20条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限り、）又は贈与をしないこと イ～ホ (省 略) ③ (省 略)	第24条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理 (現行どおり) ① (現行どおり) ② 当該上場株式等の第22条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限り、）又は贈与をしないこと イ～ホ (現行どおり) ③ (現行どおり)

現行	改正
第23条 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止 (省 略) 新 設	第25条 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止 (現行どおり) 2. <u>次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u> ① <u>非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u> ② <u>お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u> ③ <u>2026年1月1日</u>
第24条～第29条 (省 略)	第26条～第31条 (現行どおり)
第30条 課税管理勘定の金銭等の管理 (省 略) ① (省 略) ② 当該上場株式等の第28条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限りします。)又は贈与をしないこと イ～ホ (省 略) ③ (省 略)	第32条 課税管理勘定の金銭等の管理 (現行どおり) ① (現行どおり) ② 当該上場株式等の第30条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限りします。)又は贈与をしないこと イ～ホ (現行どおり) ③ (現行どおり)
第31条 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止 第29条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。	第33条 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止 第31条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。
第32条 重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合 (省 略)	第34条 重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合 (現行どおり)
第33条 出国時の取扱い お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、第3章の2(第28条及び第32条を除きます。)の適用があるものとして取扱います。	第35条 出国時の取扱い お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、第3章の2(第30条及び第34条を除きます。)の適用があるものとして取扱います。
第34条～第35条 (省 略)	第36条～第37条 (現行どおり)
第36条 代理人の変更 前条第1項により届け出た法定代理人に変更があった場合及び前条第2項により選任し	第38条 代理人の変更 前条第1項により届け出た法定代理人に変更があった場合及び前条第2項により選任した代

現行	改正
た代理人を変更する場合は、所定の方法により当社へ<u>届け出て</u>ください。 第37条 成年に達した場合の取扱い お客様が成年に達した場合、第35条及び前条による代理権は消滅します。 2. お客様が成年に達した後、代理人による取引を行う場合は、所定の方法により当社へ<u>届け出て</u>ください。 第38条～第40条 (省 略) 第41条 非課税口座の開設 お客様が2024年以後の各年（その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）、租税特別措置法第37条の14第32項の規定に基づき、当社はお客様より非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなして同年1月1日に非課税口座を開設し、第2章の適用があるものとして取扱います。 第42条 契約の解除 (省 略) ① ～② (省 略) 新 設 ③ (省 略) ④ お客様が<u>基準年の1月1日以後に</u>出国により居住者又は<u>国内に恒久的施設</u>を有する非居住者に該当しないこととなった場合租税特別措置法<u>施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」</u>の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤ お客様が出国の日の前日までに第25条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特	理人を変更する場合は、所定の方法により当社へ<u>届け出て</u>いただきます。 第39条 成年に達した場合の取扱い お客様が成年に達した場合、第37条及び前条による代理権は消滅します。 2. お客様が成年に達した後、代理人による取引を行う場合は、所定の方法により当社へ<u>届け出て</u>いただきます。 第40条～第42条 (現行どおり) 第43条 非課税口座の開設 お客様が2024年<u>から2027年までの</u>各年（その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）、租税特別措置法第37条の14第32項の規定に基づき、当社はお客様より非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなして同年1月1日に非課税口座を開設し、第2章の適用があるものとして取扱います。 第44条 契約の解除 (現行どおり) ① ～② (現行どおり) ③ 第25条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 <u>租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したもの</u>とみなされた日 ④ (現行どおり) ⑤ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（<u>お客様が出国の日の前日までに第27条の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。</u>） 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑥ お客様が出国の日の前日までに第27条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特

現行	改正
別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 <u>当該未成年者口座開設者が死亡した日</u>	別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 <u>本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</u>
<u>新 設</u>	<u>第4章 特定課税未成年者口座の管理</u>
<u>新 設</u>	<u>第45条 特定課税未成年者口座の設定</u> <u>お客様がその年1月1日において18歳未満である年又は出生した年において、特定課税未成年者口座（お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第25条の13第36項各号に定める関係にある法人の営業所に開設しているお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。</u>
<u>新 設</u>	<u>第46条 課税管理勘定における処理</u> <u>お客様がその年1月1日において18歳未満である年又は出生した年において、金銭その他の資産の預入れ又は預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れ又は預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れ又は預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</u>
<u>新 設</u>	<u>第47条 課税管理勘定の金銭等の管理</u> <u>特定課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。</u> <u>① お客様の特定基準年の前年以前の各年</u> <u>非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該上場株式等につき災害等による払出し（非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し</u> <u>② お客様の特定基準年以後の各年 ①に定める払出し及びお客様が当社に対し当該上場株式等の当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客様の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁</u>

現行	改正
新 設 新 設	<u>的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。)をした場合における当該払出し</u> <u>第48条 非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止</u> <u>前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座及び当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。</u> <u>第49条 契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い</u> <u>お客様の基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由（第8条若しくは第47条に掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は非課税口座若しくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による非課税口座の廃止を除きます。）をしたことをいいます。以下、この条において同じ。）が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。</u> <u>① 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第9条の8第1項第3号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。</u> <u>② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第37条の14第1項及び第2項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。</u> <u>③ 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管又はお客様への返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管又は返還があった時における含み益について課税いたします。</u> <u>④ 当該契約不履行等事由が生じた時に、当該</u>

現行	改正
<u>新 設</u> <u>新 設</u> <u>新 設</u> <u>新 設</u>	<u>非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。</u>
	<u>第4章の2 口座の入出金等</u> <u>第50条 非課税口座及び特定課税未成年者口座における入出金等の処理</u> <u>お客様が18歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金及び特定課税未成年者口座へ入金を行う場合は、お客様本人に帰属する資金により行うこととします。</u> 2. <u>お客様の基準年の前年12月31日までに、お客様が非課税口座又は特定課税未成年者口座から出金等を行う場合は、お客様名義の預貯金口座への出金等により行うこととします。</u> 3. <u>お客様が未成年者の場合、前項の出金等を行うことができる者は、お客様の法定代理人に限ることとします。</u> 4. <u>お客様の法定代理人が第2項の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。</u> 5. <u>やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。</u>
	<u>第4章の3 代理人による取引の届出</u> <u>第51条 代理人による取引の届出</u> <u>お客様が未成年者の場合は、当社に対してお取引等を行っていただく法定代理人1名を届け出ていただきます。</u> 2. <u>お客様の法定代理人以外の者が代理人として非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめお客様の法定代理人より当社に対して代理人選任届出を行っていただく必要があります。</u> 3. <u>前項の代理人はお客様の二親等内の者に限ることとします。</u> 4. <u>お客様が成年に達した場合、本条及び次条による代理権は消滅します。</u> 5. <u>お客様が成年に達した後、代理人による取引を行う場合は、所定の方法により当社へ届け出ていただきます。</u>
	<u>第52条 法定代理人の変更</u> <u>前条第1項により届け出た法定代理人に変更があった場合及び前条第2項により選任した代理人を変更する場合は、所定の方法により当社</u>

現行	改正
	へ届け出ていただきます。
新 設	第4章の4 その他の通則
新 設	第53条 残高の通知 当社は非課税口座及び特定課税未成年者口座のお預り残高について、定期的にお客様に通知します。
新 設	第54条 成年に達した場合の通知及び取扱い お客様がその年1月1日において18歳の年を迎えた場合には、当社は、同年1月1日付でお客様の開設している非課税口座が18歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、次に掲げる事項をお客様本人に通知いたします。 ① 同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60万円から120万円に変更されること。 ② 同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。 ③ 非課税保有限度額の上限が、600万円から1,800万円（うち特定非課税管理勘定に係る上限は1,200万円）に変更されること。
第4章 雑則	第5章 雑則
第43条～第45条 (省 略)	第55条～第57条 (現行どおり)
附 則 この約款は、 <u>2025年5月12日</u> より適用されます。	附 則 この約款は、 <u>2026年10月1日</u> より適用されます。
新 設	2. 前項の定めにかかわらず、未成年者特定累積投資勘定及び特定課税未成年者口座を通じた取引並びにこれに係る非課税の特例は、 <u>2027年1月1日より適用されます。</u> なお、 <u>2026年10月1日から2026年12月31日までの間における同口座の開設の申込みその他の準備行為については、この約款の定めに従い取扱うものとします。</u>
以 上	以 上